

## 福井市介護サービス事業所等への物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福井市介護サービス事業所等への物価高騰対策支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関して、福井市補助金等交付規則(昭和48年5月15日福井市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 補助金は、電気料金・食材料費等の物価高騰の影響が大きく見込まれる介護サービス事業所及び老人福祉施設等(以下「介護サービス事業所等」という。)に対し、予算の範囲内において交付することにより、介護サービス事業所等の負担の低減等を図り、介護サービス等の安定した提供を継続することを目的とする。

### (補助金の補助対象施設等)

第3条 補助金の補助対象施設、補助事業者、補助要件、補助対象経費、補助交付額及び補助金交付申請期間は、別表第1に定めるとおりとする。

### (他補助金との重複交付)

第4条 補助金の他に、補助対象経費を同じとする市及びこれらに準ずる団体等から他補助金の交付が行われている、又は交付が見込まれる場合は、その経費を補助金の補助対象経費から除くものとする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書兼請求書(様式第1号-1、第1号-2)に関係書類を添えて、市長が定める日までに申請しなければならない。

### (補助金の交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、これを審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するとともに、その額を確定し、補助金交付決定通知書兼交付確定通知書兼振込通知書(様式第2号-1、第2号-2)により申請者へ通知し、補助金を交付するものとする。

2 市長は、申請者に対して補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号-1、第3号-2)により申請者に通知するものとする。

(交付の取消し等)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合で、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(報告及び調査等)

第8条 市長は、補助金の適正な支出のため、必要に応じて補助事業者に対し、報告又は調査その他必要な措置(以下「報告及び調査等」という。)を求めることができる。

2 補助事業者は、報告及び調査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(関係書類の保存)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者は、この補助金に係る関係書類等(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合は、当該電磁的記録)を、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月25日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

(別表第1 第3条関連 補助対象施設等)

補助対象施設(サービス種別) ※補助対象経費欄(1)(2)の対象期間開 始月の1日付指定済であること	補助事業者	補助要件	補助対象経費	補助交付額 (1施設あたり)	申請期間
<p>【入所系】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護医療院</li> <li>・認知症対応型共同生活介護</li> <li>・短期入所生活介護</li> <li>・短期入所療養介護(みなし除く)</li> <li>・養護老人ホーム</li> <li>・軽費老人ホーム</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・サービス付き高齢者向け住宅</li> </ul>	<p>福井市内に補助対象施設を有する法人</p>	<p>福井市の指定又は登録を受けていること、若しくは設置届出を行っていること。 申請日時点で、事業の休止・廃止をしていないこと又は事業の休止・廃止の予定がないこと。</p>	<p>(1)令和6年8月1日から令和6年10月31日までの電気料金等の物価高騰の影響額相当分</p> <p>(2)令和7年1月1日から令和7年3月31日までの電気料金・食材料費等の物価高騰の影響額相当分。ただし、食材料費の物価高騰の影響額相当分は、食事提供をしている施設に限る。</p>	<p>(1)電気料金等の物価高騰の影響額相当分 1,800円/人×定員数</p> <p>(2)①電気料金等の物価高騰の影響額相当分 1,800円/人×定員数</p> <p>②食材料費の物価高騰の影響額相当分 8,600円/人×定員数</p>	<p>令和7年6月25日から 令和7年7月11日まで</p>
<p>【通所系】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護</li> <li>・地域密着型通所介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・通所リハビリテーション(みなし除く)</li> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護</li> <li>・通所型サービス(第1号通所事業)(通所介護及び地域密着型通所介護を実施していない事業所に限る)</li> </ul>				<p>(1)電気料金等の物価高騰の影響額相当分 2,380円/人×定員数</p> <p>(2)①電気料金等の物価高騰の影響額相当分 2,380円/人×定員数</p> <p>②食材料費の物価高騰の影響額相当分 2,000円/人×定員数</p>	

<p>【訪問系】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・訪問看護(みなし除く)</li> <li>・訪問リハビリテーション(みなし除く)</li> <li>・定期巡回随時対応訪問介護看護</li> <li>・居宅介護支援</li> <li>・福祉用具貸与</li> <li>・地域包括支援センター</li> </ul>				<p>(1)電気料金等の物価高騰の影響額相当分 19,710円／施設</p> <p>(2)電気料金等の物価高騰の影響額相当分 19,710円／施設</p>	
--	--	--	--	---	--

- ※1 補助対象施設の訪問系について、福井市障がい福祉課所管 障がい福祉施設等への物価高騰対策支援事業補助金の補助対象施設として申請する場合は、当補助金では補助対象外とする。
- ※2 介護サービス及び介護予防サービス又は総合事業サービスを一体的に実施している施設は、1施設とする。
- ※3 1か所に複数のサービス種別がある場合は、サービス種別毎1施設あたりの定員数及び補助交付額を算定することとする。
- ※4 入所系のサービス付き高齢者向け住宅の定員数については、室数とする。
- ※5 通所系の通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション(みなし除く。)及び通所型サービス(第1号事業所)の定員数については、利用定員とする。
- ※6 通所系の小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の定員数については、登録定員とする。
- ※7 定員数については、補助対象経費欄(1)(2)の対象期間開始月の1日を基準とする。
- ※8 令和6年8月1日から令和6年10月1日までに、または令和7年1月1日から令和7年3月1日までに指定を受けた補助対象施設(申請時点で休止・廃止している場合あるいは休止・廃止の予定がある場合は除く。)の補助交付額は、指定日等が月の初日である場合は当月から、初日ではない場合は翌月からを算定期間として、月割で算定(千円未満切り捨て)する。その場合の定員数は、指定日時点の定員数とする。